

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：外（国税 19）																
② 上記以外の税目		—																	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし （令和 14 年 3 月末まで措置）</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の 100% （令和 18 年 3 月末まで措置）</td> <td>所得金額の 50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり （令和 8 年 3 月末まで措置）</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 令和 8 年 3 月末で日切れとなる③欠損金の繰戻しによる還付について、延長すること。 《関係条項》 ・租税特別措置法第 66 条の 12			機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和 14 年 3 月末まで措置）	10 年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100% （令和 18 年 3 月末まで措置）	所得金額の 50%	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和 8 年 3 月末まで措置）	なし
		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い																
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和 14 年 3 月末まで措置）	10 年間																
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100% （令和 18 年 3 月末まで措置）	所得金額の 50%																
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和 8 年 3 月末まで措置）	なし																
5	担当部局		金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：令和 4 年度～																
7	創設年度及び改正経緯		令和 4 年度 創設 令和 6 年度 2 年間の延長																
8	適用又は延長期間		租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の不適用期限までの延長とする。																
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第 1 条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と																

			銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
10	有効性等	① 適用数	適用数の実績はない。 適用見込みは機構のみである。
			【算定根拠】 —
		② 適用額	適用額の実績はない。 適用額見込みは、要望内容の性格上、明示することが困難である。
			【算定根拠】 —
		③ 減収額	減収額の実績はない。 減収額見込みは、要望内容の性格上、明示することが困難である。
			【算定根拠】 —
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 機構は、その設立から令和6年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

			—
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
11	相当性	⑤ 税収減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保する必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。

		③	地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和5年8月